

1 【11-1 氏の変更許可申立事件（却下した事案）】【注】

---

2 平成28年（家）第××号 氏の変更許可申立事件

3 審 判

4 本籍 A県B市C町××番地

5 住所 A県B市D町×丁目×番×号

6 申 立 人 甲 野 太 郎  
7 (以下「申立人太郎」という。)

8 本籍及び住所 申立人太郎に同じ

9 申 立 人 甲 野 花 子  
10 (以下「申立人花子」という。)

11 主 文

12 1 申立人両名の本件申立てを却下する。

13 2 手続費用は各自の負担とする。

14 理 由

15 1 申立ての趣旨

16 申立人両名の氏「甲野」を「丙川」と変更することを許可する。

17 2 当裁判所の判断

18 (1) 申立人両名は、専ら、申立人太郎の母甲野秋子（昭和42年生。申立人太郎  
19 の父甲野一郎と平成16年に離婚後婚氏継承。）の旧姓の家名「丙川」姓を承  
20 繼したいとの意向から本件申立てをしたものである。

21 しかしながら、本件記録によっても、「丙川」姓に変更しなければ母方祖先  
22 の祭祀承継が困難であるといった特段の事情は認められない。しかも、申立人  
23 太郎自身、これまで社会生活上「甲野」姓を使用し続けており、その妻である  
24 申立人花子もまた、本年8月に申立人太郎と婚姻後「甲野」姓を使用し続けて  
25 いることが認められる。

1 そうすると、上記申立人両名の意向のみでは、戸籍法107条1項の「やむ  
2 を得ない事由」があるとはいえない。

3 (2) 以上によれば、申立人両名の本件申立ては理由がないから却下するのが相当  
4 である。

5 よって、主文のとおり審判する。

6 平成28年2月×日

7 A家庭裁判所B支部

8 裁判官 ○ ○ ○ ○

---

9 【注】氏名の変更許可申立事件全般につき、「氏の変更」『例題解説家事審判法』190  
10 頁以下（法曹会、2000年）、「改氏許可基準と手続」判例タイムズ1100号267  
11 頁以下（判例タイムズ、2002年）参照

12

1 【11-2 名の変更許可申立事件（却下した事案）】【注】

---

2 平成28年（家）第××号　名の変更許可申立事件

3 審 判

4 本籍　C県C市D町××番地

5 住所　E県F市H町×丁目×番×号

6 申 立 人 甲 野 春 子  
7 主 文

8 1 本件申立てを却下する。

9 2 手続費用は申立人の負担とする。

10 理 由

11 1 申立ての趣旨

12 申立人の名「春子」を「秋子」に変更することを許可する。

13 2 当裁判所の判断

14 (1) 本件記録及び関連記録によると、次の事実が認められる。

15 ア 申立人は、昭和21年2月1×日に甲野一郎及び夏美夫婦の三女として出  
16 生し、A県内の高等学校を経て昭和43年3月にB薬科大学を卒業後、遅く  
17 とも同年12月ころには、薬剤師の資格を取得した。

18 イ 申立人は、昭和48年10月ころ、乙山太郎（以下「太郎」という。）と  
19 婚姻し、その後、同人と共にC県内で薬局を経営するようになった。

20 ウ 申立人は、太郎の借入れの保証人になったこと等から、平成25年9月、  
21 C地方裁判所において、破産手続開始決定を受けた（同裁判所平成25年  
22 （フ）第××号。同年11月免責許可決定。）。申立人は、これをきっかけ  
23 に、親族から姓名判断を理由に「秋子」を使用するよう勧められ、以降、親  
24 や友人との間で「秋子」を使用するようになった。

25 エ 申立人は、その後、E県F市内の薬局に勤務するようになったが、少なく

1 ともここ2年ほどは、仕事上は、戸籍及び薬剤師名簿どおり「春子」を使用  
2 している。

3 (2) 上記(1)で認定した事実、すなわち、申立人が破産手続開始決定及び免責許可  
4 決定後に「秋子」を使用するようになったのは、専ら親族の姓名判断に基づく  
5 勧めに応じたというにすぎず、その使用範囲も親や友人といった限られた範囲  
6 であって、ここ最近も、薬剤師の仕事上、「春子」を使用していることに照ら  
7 すと、名を「秋子」に変更しなければ申立人の社会生活上著しい支障があると  
8 いうことはできず、したがって、戸籍法107条の2の「正当な事由」がある  
9 とはいえない。

10 (3) 以上によれば、本件申立ては理由がないから、却下するのが相当である。  
11 よって、主文のとおり審判する。

12 平成28年4月×日

13 E家庭裁判所F支部

14 裁判官 ○ ○ ○ ○

15

---

16 【注】氏または名の変更許可申立事件の許可事案では、理由の要旨として「当裁判所は、  
17 その申立てを相当と認め、次のとおり審判する。」旨記載した定型書式を用いることが多  
18 い（平成8年3月家庭裁判資料第166号『改訂家事審判書集』124頁（最高裁判所事  
19 務総局）参照）。

20

21

1 【11-3-1 戸籍訂正許可申立事件（認容した事案）】

---

2 平成27年（家）第×× 戸籍訂正許可申立事件

3 審 判

4 本籍 A県B市C町××番地

5 住所 A県B市D町×丁目×番×号

6 申 立 人 甲 野 太 郎

7 上記申立人からの戸籍訂正許可申立事件について、当裁判所は、その申立てを相  
8 当と認め、次のとおり審判する。

9 主 文

10 1 本籍A県B市C町××番地の筆頭者甲野太郎の戸籍中、妻甲野花子の死  
11 亡事項中死亡の年月日「平成27年1月10日」とあるのを「平成27年  
12 1月11日」と訂正することを許可する。

13 2 手続費用は申立人の負担とする。

14 平成27年×月×日

15 A家庭裁判所B支部

16 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

---

17 【注】戸籍訂正全般につき、田中加藤男『戸籍訂正に関する諸問題の研究』（司法研究報  
18 告書第16輯3号），「戸籍訂正」『例題解説家事審判法』211頁以下（法曹会，20  
19 00年）参照、「戸籍訂正許可の審判について—初めて戸籍訂正許可事件を担当する裁判  
20 官のために』『家庭裁判月報』63巻7号1頁以下（法曹会，2011年）参照

21

1 【11-3-2 戸籍訂正許可申立事件（却下した事案）】

---

2 平成27年（家）第××号 戸籍訂正許可申立事件

3 番 判

4 本籍 A県B市C町××番地

5 住所 A県D市E町×丁目×番×号

6 申 立 人 丙 川 春 子  
7 主 文

8 1 本件申立てを却下する。

9 2 手続費用は申立人の負担とする。

10 理 由

11 1 申立ての要旨

12 申立人は、その戸籍上昭和9年2月2×日出生と記載されているが、事実は乙  
13 山吾朗及び冬子（昭和4年7月2×日婚姻の届出）の長女として、昭和8年1月  
14 2×日に生まれたものであるとして、戸籍法113条に基づき、戸籍を真実に合  
15 致したものに訂正するため、本申立てに及んだ。

16 2 当裁判所の判断

17 (1) 申立人提出の小学校及び中学校の各卒業証明書によると、上記各学校では申  
18 立人の出生日が昭和8年1月2×日であるとして取り扱われていたことがう  
19 かがえる。

20 (2) しかしながら、戸主乙山四郎の除籍謄本及び乙山吾朗の改製原戸籍謄本によ  
21 ると、申立人の実父乙山吾朗において、昭和9年2月2×日、申立人が同月2  
22 ×日に出生した旨の出生届を提出したことが認められるところ、この出生届の  
23 記載に錯誤があることを認定するに足りる資料はない。

24 (3) また、本件記録によれば、申立人自身、昭和28年3月1×日に夫の八郎と  
25 の婚姻の届出をした際や、昭和44年に運転免許を取得した際にも、戸籍記載

1 の出生日を記載しており、そのほか、年金や健康保険関係においても同様に行  
2 っていたもので、長年にわたり、戸籍記載の出生日を基本として法律関係を形  
3 成してきたことが認められる。

4 (4) 以上によると、上記(1)の卒業証明書のみで、申立人の戸籍の出生日の記載に  
5 錯誤があるとは認められない。

6 よって、主文のとおり、審判する。

7 平成27年6月×日

8 A家庭裁判所B支部

9 裁判官 ○ ○ ○ ○

10

1 【11-4 就籍許可申立事件（却下した事案）】

---

2 平成27年（家）第××号 就籍許可申立事件

3 審 判  
4 住所 E県F市G町××番地  
5 申 立 人 乙 山 一 郎  
6 同 手 続 代 理 人 弁 護 士 △ △ △ △  
7 主 文【注】

- 8 1 本件申立てを却下する。  
9 2 手続費用は申立人の負担とする。

10 理 由

11 1 申立ての概要

12 本件は、記憶喪失状態にあると主張する申立人が、次のとおり就籍することの  
13 許可を求めた事案である。

14 本 籍 E県F市G町××番地  
15 氏 名 乙山 一郎  
16 生 年 月 日 昭和52年3月×日  
17 父 の 氏 名 不詳  
18 母 の 氏 名 不詳  
19 父母との続柄 男

20 2 当裁判所の判断

21 (1) 本件記録によると、次の事実が認められる。  
22 ア 申立人は、平成15年、E県からH県内に転居し、その際、E県在住時の  
23 勤め先の同僚であった丙川太郎になりますまして、住民異動届を提出した上、  
24 自動車運転免許証を取得し、これを身分証明書として使用して、同県内の自

1 動車工場で期間従業員として働くようになった。

2 イ 申立人は、その後、自動車運転免許証の有効期限が来る都度、丙川太郎に  
3 なりすまして運転免許証の更新手続を行い、平成25年12月にも、同様に  
4 更新手続を行った。また、申立人は、転居の都度、丙川太郎になりすまして  
5 住民異動届を提出し、同年10月にH県I市から同県J市に転居した際も、  
6 同様に住民異動届を提出した。

7 ウ 申立人は、平成26年9月、丙川太郎の告発により、同人になりました  
8 行った平成25年12月の運転免許証更新手続に関し、有印私文書偽造等の  
9 被疑事実で強制捜査を受け、平成26年12月2×日には、上記運転免許証  
10 更新手続及び平成25年10月の住民異動届の提出について、有印私文書偽  
11 造、同行使、免状等不実記載、道路交通法違反、電磁的公正証書原本不実記  
12 録、同供用の罪で有罪判決を受け、同判決は確定した。

13 申立人は、上記刑事事件手続においては、丙川太郎から同人の戸籍を26  
14 万円で買った旨主張し、同人になりました動機につき、平成8年3月×日  
15 以前の記憶の喪失を訴えていたが、上記刑事判決が確定した後の平成27年  
16 1月に受診した脳神経クリニックにおける脳のCT検査の結果、海馬を含め  
17 記憶に関わる脳の器官について、器質的病変を窺わせる特別な所見はなかっ  
18 た。なお、申立人は、丙川太郎になりますようになつた前後を通じて、上  
19 記刑事事件で身柄拘束されるまで、記憶喪失を訴えて医療機関で受診した  
20 り、その身元について地方公共団体等の関係機関に相談したりすることはな  
21 かつた。

22 エ 申立人は、本件手続においても、平成8年3月×日以前の記憶の喪失を訴  
23 え、その出生及び成育過程について何ら述べない。

24 一方、申立人は、日本語を話し、東アジア人の外貌であるが、その自筆の  
25 陳述書には、「鞋をはいていました」や、「深夜バスに乗り、」との部分が

1 あるところ、「鞋」は中国語圏で「靴」のことを指し、「乘」の旧字体である「乘」も中国語圏では現在も使われている。

3 (2) 就籍が許可されるためには、申立人が出生により日本国籍を有することを要  
4 する（要件は国籍法2条）ところ、申立人の出生の時に申立人の父若しくは母が  
5 日本国民であること（同条1号）又は出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民  
6 であったこと（同条2号）を直接裏付ける資料はなく、本件記録を精査しても、  
7 これらの事実を認めることはできない。また、申立人が日本で出生したこと（同  
8 条3号）についても同様である。

9 申立人は、日本語を話し、東アジア人の外貌であるが、前記(1)エの事実を考  
10 慮すると、上記認定を覆すものではない。さらに、記憶を喪失したことにより  
11 出生や成育過程につき明らかにできないと主張するが、前記認定事実、特に、  
12 申立人が長年にわたり他人になりますまして生活していたこと（前記(1)ア、イ）、  
13 刑事事件において戸籍を買った旨主張していたこと、刑事事件後に受診した脳  
14 の検査結果に特別な所見はなかったこと（前記(1)ウ）等に鑑みると、申立人が記  
15 憶を喪失したこと自体、甚だ疑問であり、前記認定を左右するものでは  
16 ない。

17 以上によれば、申立人は、出生による日本国籍取得の要件を欠くから、日本  
18 国籍を有する者と認めることはできない。

19 (3) よって、本件就籍許可申立ては、理由がないから却下すべきであり、主文の  
20 とおり審判する。

21 平成27年9月×日

22 E家庭裁判所

23 裁判官

○ ○ ○ ○

---

【注】就籍許可の申立てを認容する場合、主文は「申立人が次のとおり就籍することを許可する。」とした上で、就籍事項を列記することになる。